

次期「消費者行政推進基本計画」と「消費者教育推進計画」の策定方針(案)

(県民生活課)

1 要旨

- 県は、消費生活条例の改正を契機として平成22年度(2010年度)、4年を期間とする消費者行政推進基本計画(以下、「基本計画」)を策定し、現在、第3次基本計画に基づき、消費者行政施策を展開している。
- 他方、消費者教育推進法の成立を契機として平成26年度(2014年度)、4年を期間とする消費者教育推進計画(以下、「消費者教育計画」)を策定し、現在、第2次消費者教育推進計画に基づき、「自ら学び自立し、行動する消費者の育成」に取り組んでいる。
- 令和3年度(2021年度)に両計画の最終年度を迎えるが、**次期計画は2つの計画を一体化させた計画とする方向性を持って、消費生活審議会の委員にも意見を伺う。**

2 現行計画の概要

	基本計画	消費者教育計画
根 拠	静岡県消費生活条例第8条の2	消費者教育推進法第10条第1項
県計画上の位置付け	静岡県の新ビジョン(総合計画)の分野別計画	
計画期間	平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度)までの4年間	
性 質	消費者行政に係る 理念、施策の方向性や取組の方針を 現したもの	消費者教育に係る 理念、施策の方向性や具体的取組の 方針を現したもの

3 次期計画の策定方針案

- 基本計画は、県の消費生活行政の全てをカバーした計画として、施策の方向性や取組などを表したものであり、消費者行政の一部をカバーした消費者教育計画は、施策の方向性や取組などの全てが基本計画に包含されるものである。
- 次期計画の策定にあたっては、**整合性を図りながら2つの計画をそれぞれに策定するのではなく、一体的に1つの計画として策定することにより、消費生活に関連する施策を総合的に推進することとする。**

	次期計画(策定方針案)
根 拠	○ 静岡県消費生活条例 第8条の2 ○ 消費者教育推進法 第10条第1項
県計画上の位置付け	静岡県の新ビジョン(総合計画)の分野別計画
計画期間	令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)までの4年間
性 質	消費生活に関する総合的な計画として、 理念、施策の方向性や取組の方針を現したもの

○ 静岡県消費生活条例（平成11年静岡県条例第35号）

（消費者基本計画）

第8条の2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策（以下この条において「消費者施策」という。）の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 消費者基本計画は、消費者施策の大綱その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、消費者基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県消費生活審議会に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

○ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）

（都道府県消費者教育推進計画等）

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

現行計画の構成

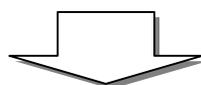
第3次静岡県消費者行政推進基本計画	第2次静岡県消費者教育推進計画
<p>第1章 基本計画の策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の基本理念 2 計画の性格 3 計画の期間 4 計画の体系図 <p>第2章 消費者を取り巻く状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者行政の状況 2 第2次計画の成果と課題 3 本県の消費者問題の状況 <p>第3章 消費者施策の展開の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自ら学び自立し行動する消費者の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者教育の推進 (2) 消費者啓発の強化 (3) 暮らしに関する情報提供 (4) 環境に配慮した暮らし方の推進 2 安全な商品・サービスの提供による安心の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食の安全の確保 (2) 製品等の安全の確保 (3) 適正な取引の確保 (4) 適正な表示の確保 3 消費者被害の防止と救済 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者からの相談への対応と情報の提供 (2) 見守り体制の強化 (3) 事業者に対する指導 (4) 苦情処理と紛争解決 (5) 多重債務問題への対応 <p>第4章 施策推進のための体制整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な消費者問題に迅速に対応するための連携強化 2 県民生活センターの「センター・オブ・センターズ」としての機能充実 <p>第5章 計画の実効性の確保</p>	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の基本理念 4 計画の目標 5 消費者教育推進の基本的な方向 6 計画の期間 <p>第2章 消費者を取り巻く現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会的な環境の変化 2 第1次計画の取組と課題 3 国の消費者教育の推進に関する動き 4 市町における消費者教育の取組 <p>第3章 消費者教育の取組の視点と施策体系</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取組の視点 2 施策の柱 <p>第4章 具体的な施策の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者市民社会の理念の普及 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な場における消費者市民社会の理念の普及 (2) 持続可能な社会や環境に向けた県民意識の醸成 2 消費者教育の担い手となる人材の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者教育の担い手のスキルアップ支援 (2) 新たな担い手の養成 3 トラブルの未然防止と消費者の自立支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年年齢の引下げとインターネットトラブルへの対応 (2) ライフステージに対応した消費者被害の未然防止 (3) 主体的かつ適切な消費生活を送るための自立支援 4 地域における消費者教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県民生活センターによる市町の取組支援 (2) 地域の課題への対応 <p>第5章 計画の実効性の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の推進と進捗管理 2 進捗状況の評価の公表

「消費者行政推進基本計画」と「消費者教育推進計画」

◎ 消費者行政推進基本計画に該当する計画を持つ県(都道府県)の状況

計画がある県	30	
教育推進計画と一体化	26	
教育推進計画と別	4	うち2県は一体化予定

※ 静岡県を除く



他県のほとんどは基本計画と教育推進計画を一体化

◎ 本県の分野別計画の一体化計画の例

ふじのくに 障害者しあわせ プラン	障害者計画	障害者基本法
	障害福祉計画	障害者総合支援法
	障害児福祉計画	児童福祉法
ふじさんっこ 応援プラン	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法
	次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策推進法
	子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
ふじのくに 長寿社会プラン	老人福祉計画	老人福祉法
	介護保険事業支援計画	介護保険法
	(認知症施策推進計画)	(認知症基本法)国会審議中

※ その他、男女共同参画基本計画(男女共同参画基本計画・女性活躍推進計画)、廃棄物関係の循環型社会形成計画(廃棄物処理計画・食ロス削減推進計画)など



静岡県は分野内関連計画を一体的に策定